

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退	【告示】	健康推進課	目次
○ クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定	【告示】	生活衛生課	担当課（室）
○ 道路の区域変更	【告示】	道路整備課	
○ 道路の供用開始	【告示】	〃	
○ 農用地利用配分計画の認可	【告示】	農村振興課	
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了	【告示】	建築指導課	
○ 〃	【告示】	〃	
○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了	【告示】	〃	
○ 道路の位置の指定	【告示】	警察本部会計課	
○ 一般競争入札の実施	【告示】	〃	

◎岡山県告示第百六十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十七年七月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

山田薬局

高梁市松原通二〇三九―五

平成二十七年五月十八日

平成27年7月31日 岡山県公報 第11707号

◎岡山県告示第三百七十号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項に規定するクリーニング師の研修及び同法第八条の三に規定する業務従事者に対する講習を次のとおり指定する。

平成二十七年七月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 主催者等の名称及び所在地

1 主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目八番二号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

公益財団法人岡山県生活衛生営業指導センター

岡山市北区石関町二番一号 岡山県総合福祉会館七階

電話番号（〇八六）二二二―三五九八

二 研修又は講習の開催年月日及び場所

1 平成二十七年十一月二十二日（日曜日）

倉敷市玉島阿賀崎一丁目一〇番一号 玉島市民交流センター

2 平成二十八年二月十四日（日曜日）

岡山市北区石関町二番一号 岡山県総合福祉会館

三 研修又は講習の科目及び時間

1 クリーニング師の研修

ア 衛生法規及び公衆衛生 一時間

イ 洗濯物の受取、保管及び引渡し 一時間

ウ 洗濯物の処理 一時間

エ 繊維及び繊維製品 一時間

2 業務従事者に対する講習

ア 衛生法規及び公衆衛生 一時間

イ 洗濯物の受取、保管及び引渡し 一時間

ウ 洗濯物の処理 一時間

エ 繊維及び繊維製品 一時間

四 受講料

- | | | |
|---|-------------|-------|
| 1 | クリーニング師の研修 | 五千円 |
| 2 | 業務従事者に対する講習 | 四千五百円 |

◎岡山県告示第三百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 北房川上線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
真庭郡新庄村字シラ口四九三番三地先から 真庭郡新庄村字シラ口尻四九〇番一地先まで	新	七・〇〇 一五・四	六五・四
真庭郡新庄村字シラ口四九三番三地先から 真庭郡新庄村字シラ口尻四九〇番一地先まで	旧	四・四〇 一四・〇	六五・四

◎岡山県告示第三百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	北房川上線	真庭郡新庄村字シラ口四九三番三地从 真庭郡新庄村字シラ口尻四九〇番一地从先 まで	平成二十七年七月三十一日

〔三〇五〕農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十七年七月三十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所		
味埜 進一	倉敷市黒石四八五	倉敷市粒浦字上分一四一他四筆	
米田 隆昌	倉敷市上富井二三六一 ハートハウスⅢ一〇二	倉敷市新田字中五割二八六四一	
渡谷 正樹	倉敷市連島町西之浦五二 八〇	倉敷市連島町西之浦字山根五〇六四一	

二 認可年月日

平成二十七年七月二十七日

三 申請年月日

平成二十七年六月二十六日

〔三〇六〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年七月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字荒神一二二五―三、一二二七―三、一二二九―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手一二二〇―一

中山 和久

三 許可番号

岡山県指令建指第九一号

〔三〇七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年七月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市長尾字山ノ間一六五―四、二三一―二、二三二の一部、二三三の一部、三〇〇―一の一部、三〇〇―二、三〇〇―五、三〇一、三〇二、三〇三、三〇六、三〇八、三〇九、三一〇、三一一―一の一部、三一一―二、三二二の一部、三二三の一部、三二四、三二五、三二六の一部、三二七、三二九の一部、三三〇の一部、三三一の一部、三三二の一部、三三三―一、三三三―三、三三四、三三五、三三六、三三七、三三八―一、三三八―二、三三九、三四〇、三四一、三四二、三四三―一、三四三―五、三四三―六、三四五―三、三五七―一、三五八―二、字上ノ丁四七一―三、四七一―四、四七二―一、四七二―四、四七二―五、四七三、四七四―一、四七四―四、四七五―一、四七六―一、四七六―九、四七六―一〇、字着銅五〇二―一、五〇三の一部、字山ノ間一六五―四地先道、二三二から三五八―二地先道、三一一―一から三二六地先道、三二七から三二九地先道、三三二から字上ノ丁四七二―五地先道、字山ノ間三〇一から三〇三地先水路、三〇六から三三三―一地先水路、三三三―三から三三五地先水路、三三七から三四五―三地先水路、字上ノ丁四七一―四から四七五―一地先水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区野田二丁目一―三八

岡山ダイハツ販売株式会社

代表取締役 三嶋 與一

三 許可番号

岡山県指令建指第三三二号

〔三〇八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十七年七月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市長尾字山ノ間一六五―四、二三一―二、二三二の一部、二三三の一部、三〇〇―一の一部、三〇〇―二、三〇〇―五、三〇一、三〇二、三〇三、三〇六、三〇八、三〇九、三一〇、三一一―一の一部、三一一―二、三二二の一部、三二三の一部、三二四、三二五、三二六の一部、三二七、三二九の一部、三三〇の一部、三三一の一部、三三二の一部、三三三―一、三三三―三、三三四、三三五、三三六、三三七、三三八―一、三三八―二、三三九、三四〇、三四一、三四二、三四三―一、三四三―五、三四三―六、三四五―三、三五七―二、三五八―二、字上ノ丁四七一―三、四七一―四、四七二―一、四七二―四、四七二―五、四七三、四七四―一、四七四―四、四七五―一、四七六―一、四七六―九、四七六―一〇、字着銅五〇二―一、五〇三の一部、字山ノ間一六五―四地先道、二三二から三五八―二地先道、三一一―一から三二六地先道、三二七から三二九地先道、三三二から字上ノ丁四七二―五地先道、字山ノ間三〇一から三〇三地先水路、三〇六から三三三―一地先水路、三三三―三から三三五地先水路、三三七から三四五―三地先水路、字上ノ丁四七一―四から四七五―一地先水路

二 公共施設の種類

防火水槽

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区野田二丁目一―三八

岡山ダイハツ販売株式会社

代表取締役 三嶋 與一

五 許可番号

岡山県指令建指第三三二号

〔三〇九〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

番 号		指 定 年 月 日		岡山県指令備中局 建第二〇〇六号 平成二十七年七月 十七日	
道 路 の 位 置		浅口郡里庄町大字新庄字仁子一一〇 九番一			
道路の幅員 （メートル）		五・〇〇	四・五〇	六・〇〇	
道路の延長 （メートル）		七・二五	九・〇〇	七三・六七	

〔三二〇〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十七年七月三十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

ネットワーク機器 1 式

(2) 借入物件の特質等

入札説明書及びネットワーク機器借入仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 借入期間

平成28年1月1日から平成32年12月31日まで

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入に係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成27年度において県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年岡山県告示第46号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で，格付区分がAであるもの。

岡山県公報 第11707号 平成27年7月31日

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
 - (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
 - (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (6) 納入する機器について、入札説明書に示すところにより、岡山県警察本部警務部情報管理課長の確認を受けた者であること。
- ### 3 競争入札参加資格の申請手続
- この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
- 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先
- 〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
- 岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）
- 電話（086）226－7538
- ### 4 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
- 〒700－8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号
- 岡山県警察本部警務部会計課契約担当
- 電話（086）234－0110 内線2216
- (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法
- ア 交付期間

平成27年7月31日から同年9月25日まで（岡山県の休日を定める条例（平成元

年岡山県条例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ80グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

平成27年10月6日 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

平成27年10月8日 午前10時30分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室(岡山県庁地下1階)

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、平成27年9月25日午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased:
Network equipment complete set

(2) Lease period:
From 1 January, 2016 through 31 December, 2020

(3) Delivery place:
Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender:
4:00 P.M. 6 October, 2015

(5) Contact point for the notice :
Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,

Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2216